

中小企業事業主以外の事業主：再就職に係る支援の委託に要する費用の1/4（1人当たり30万円を限度とし、支給対象人数は同一の計画書等につき300人を上限）

※ 委託契約上、職業紹介事業者が再就職援助計画又は求職活動支援書等の対象者について、新規・成長分野に係る事業を行う事業所への再就職の実現に努める旨が記載され、かつ、当該事業所への再就職が実現した場合、10万円を加算

● 定着講習支援給付金

(1) 支給対象者

再就職援助計画又は求職活動支援書等の対象者を離職日から3ヶ月以内（45歳以上の者については5ヶ月以内、雇用調整方針対象者については、6ヶ月以内）に雇い入れ、早期定着を図るための講習を実施する事業主

【対象となる講習】 期間：20時間以上 内容：OJT及びoff-JT

(2) 支給額

- ・講習時間が20時間以上40時間未満：1人当たり5万円
- ・講習時間が40時間以上：1人当たり10万円

☆ その他、各給付金の詳細については、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

求職活動支援基本計画書とは

記載例 様式第1号		求職活動支援基本計画書		高齢者雇用安定法
		雇用保険適用事業所番号		0123-123456-7
雇用保険法施行規則第102条の5第2項第2号の規定により、下記のとおり提出します。				
(飯田橋 公共職業安定所長経由) 東京 労働局長 殿 平成18年 7月 13日作成				
I 事業主	a 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	高齢活用商事株式会社 代表取締役社長 労働 太郎		
	b 住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	〒100-0000 東京都千代田区霞が関4-5-6	c 電話番号 03(4567)XXXX	
II 求職活動支援基本計画を作成する事業所	a 名称	高齢活用商事株式会社		d 事業の種類
	b 所在地	東京都千代田区霞が関4-5-6		食料品の輸入・販売
	c 労働者数	～99人・100～299人・300～999人・1000～4999人・5000人～		
III 本計画の想定期間		平成18年9月1日～平成18年9月30日		
IV 高齢者離職予定者の数	22人	V 求職活動等のための休暇を付与する対象者数及びその延べ日数	9人	150日
VI 事業主が共通して講じようとする措置の具体的内容				
イ 休暇の付与・職安等での求職活動(最大15日間)				
ロ 経済的支援(付与した休暇に対する資金の支給、資格取得のための費用の負担(1/2)など)				
ハ 関連企業の求人情報の提供及び再就職のあっせん人材情報室において実施				
ニ 能力開発のための講習の紹介				
ホ 再就職支援会社A社との委託契約に基づく再就職の支援				
VII 再就職援助担当者 役職		総務部人事課長	氏名	雇用 直
			電話番号	03-1234-XXXX
VIII 本計画書の内容について、労働者の過半数で組織する労働組合(ない場合は労働者の過半数を代表する者)の同意		本計画書の内容について、同意します。 組合名 高齢者活用商事株式会社労働組合 代表者 委員長 厚生 次郎		労働局 受理印

- ① 求職活動支援基本計画書とは、求職活動支援書等の対象者に共通して講じようとする再就職援助の措置の内容や対象者数、付与する休暇の日数等を記載した書面。
- ② 求職活動支援書を作成する前に事業主が作成し、労働組合等の同意を得た上で管轄労働局長又は公共職業安定所長に提出することが必要です。

※ 労働移動支援助成金を受給しようとする事業主については、雇用対策法に基づく再就職援助計画を作成している場合、上記の求職活動支援基本計画書を改めて作成する必要はありません。